

「国と地方の協議」(平成30年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30204	特区名	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区		
提案事項名	とん税・特別とん税の課税に係る合理的取扱い				
提案事項の具体的な内容	<p>① 水島港の港域が狭隘であり港内での待避を行うことができず、係留場所の都合のためバース待ちのみの目的で一旦水島港を出港し、他の開港へ待避した船舶が、他の開港から水島港へ再入港する場合も、不開港から再入港する場合と同様に2度目のとん税・特別とん税を非課税とするため、とん税法及び特別とん税法基本通達7-4(19)を「開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達 20—5(8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、または当該開港に近接する開港に入港した後(当該開港に近接する不開港に入港できない場合に限る)、当該開港に再入港する場合」と下線部追加し改める。</p> <p>② 他の開港、不開港へ待避できない場合は、バース待ち事由が解消され次第速やかに同一の開港に入港すれば非課税とするため、とん税法及び特別とん税法基本通達7-4に、「目的地である同一港内のけい留場所の都合でけい留できないため待機の目的で一時出港し、他の開港又は不開港に寄港することなく、けい留不可事由が解消され次第速やかに同一の開港に入港する場合(目的地である開港の港域が狭隘であり、かつ外洋までの最短の航路に存在する航行上の制限等から24時間以内の帰港が困難であると税関長が認めた場合のみ)」との規定を追加する。</p>				
実現により期待される効果	<p>水島コンビナートが直面している競争環境に対応し引き続き国内での操業を継続していくため、各事業所においては原油処理能力の削減やエチレンプラントの統合などの大規模な取り組みをはじめ、あらゆる場面での構造改善、事業連携などの合理化を進めてきた。しかし瀬戸内海に面した水島港は、外洋に面した港と比べ、船舶の航行や停泊に対する制約が多く輸送コストが割高になるため、輸送効率の改善が不可欠であるが、その取組みに当たっては、コンビナート内での努力の及ばないものもある。これらについて本提案の実現などにより、船舶の大型化の進む中で、水島港を利用する大型船舶の輸送効率の一層の向上を図り、水島コンビナートが世界のコンビナートと競争していく上での対等な競争環境を整備し、アジア有数の競争力を持つ「モデルコンビナート」の実現につなげ、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぎ、本県の持続的な成長と良質な雇用の確保を図る。</p>				
担当省庁の対応	A-2:全国展開で実施	担当省庁名	財務省	担当課名	監視課
規制法令等	とん税法及び特別とん税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第104号)				
規制等の趣旨	とん税・特別とん税は、外国貿易船の開港への入港という事実をとらえて課される一種の流通税である。とん税は国内産業保護を主な目的として課される関税とは異なり、財源目的の税目となっている。なお、特別とん税については、その全額が開港の港湾施設を管理する市町村に譲与されている。				
国と地方の協議1回目	<p>担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 本件は積荷の準備等(荷役)のために一時待機することが必要な場合、港域が狭隘であるという地理的にやむを得ざる事情により、港外への待避が必要となっているものであり、とん税法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」として整理することが適切である。なお、本措置にあたっては、税の公平性の観点から特区に係る措置ではなく、全国一律の措置を講じることが適切と考えられる。</p>				
実施時期	可能な限り早期の措置	スケジュール	—		
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	<p>早期の提案実現に向けて、引き続き御協力をお願いしたい。 また、今後措置の内容・施行時期等が明らかになった際は、ご教示をお願いしたい。</p>				
内閣府整理	i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの				
コメント	<p>財務省は、指定自治体の提案に基づき、全国一律の措置を講じるとの見解を示しているため、協議を終了する。 今後、財務省は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて指定自治体と調整するとともに、措置内容や施行時期等について適時に指定自治体へ情報提供を行うこと。</p>				